

◎新潟県訓令第11号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。ただし、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年新潟県条例第51号）附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者に関する事務に対するこの訓令による改正前の新潟県事務決裁規程別表第6第4号の表保健所生活衛生課長及び衛生環境課長の項第33号及び第35号から第37号までの規定の適用については、なお従前の例による。

令和3年6月1日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前																					
別表第4（第6条関係） (略) 福祉保健部 (略) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">生活衛生課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）<u>第64条第1項又は第2項</u>の規定により、死体を解剖に付すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)・(8) (略)</td> <td></td> </tr> </table> (略) (略)		生活衛生課		部長専決事項	課長専決事項	(1)～(5) (略)	(略)	(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第64条第1項又は第2項</u> の規定により、死体を解剖に付すること。		(7)・(8) (略)		別表第4（第6条関係） (略) 福祉保健部 (略) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">生活衛生課</th> </tr> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> <tr> <td>(1)～(5) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）<u>第59条第1項又は第2項</u>の規定により、死体を解剖に付すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)・(8) (略)</td> <td></td> </tr> </table> (略) (略)		生活衛生課		部長専決事項	課長専決事項	(1)～(5) (略)	(略)	(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第59条第1項又は第2項</u> の規定により、死体を解剖に付すること。		(7)・(8) (略)	
生活衛生課																							
部長専決事項	課長専決事項																						
(1)～(5) (略)	(略)																						
(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第64条第1項又は第2項</u> の規定により、死体を解剖に付すること。																							
(7)・(8) (略)																							
生活衛生課																							
部長専決事項	課長専決事項																						
(1)～(5) (略)	(略)																						
(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第59条第1項又は第2項</u> の規定により、死体を解剖に付すること。																							
(7)・(8) (略)																							
別表第6（第15条関係） (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>(1)～(28) (略)</td> </tr> <tr> <td>生活衛生課長及び衛生環境課長</td> <td>(29) 食品衛生法<u>第56条第2項</u>の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。 (29)の2 食品衛生法<u>第57条第1項</u>の規定による営業の届出を受理すること。</td> </tr> </table>		専決権限を有する者	専 決 事 項	(略)		保健所	(1)～(28) (略)	生活衛生課長及び衛生環境課長	(29) 食品衛生法 <u>第56条第2項</u> の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。 (29)の2 食品衛生法 <u>第57条第1項</u> の規定による営業の届出を受理すること。	別表第6（第15条関係） (1)～(3) (略) (4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項 <table border="1"> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健所</td> <td>(1)～(28) (略)</td> </tr> <tr> <td>生活衛生課長及び衛生環境課長</td> <td>(29) 食品衛生法<u>第53条第2項</u>の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。 (29)の2 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条</u>の規定により</td> </tr> </table>		専決権限を有する者	専 決 事 項	(略)		保健所	(1)～(28) (略)	生活衛生課長及び衛生環境課長	(29) 食品衛生法 <u>第53条第2項</u> の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。 (29)の2 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条</u> の規定により				
専決権限を有する者	専 決 事 項																						
(略)																							
保健所	(1)～(28) (略)																						
生活衛生課長及び衛生環境課長	(29) 食品衛生法 <u>第56条第2項</u> の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。 (29)の2 食品衛生法 <u>第57条第1項</u> の規定による営業の届出を受理すること。																						
専決権限を有する者	専 決 事 項																						
(略)																							
保健所	(1)～(28) (略)																						
生活衛生課長及び衛生環境課長	(29) 食品衛生法 <u>第53条第2項</u> の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。 (29)の2 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条</u> の規定により																						

<p>(30) (略)</p> <p>(31) <u>食品衛生法施行規則第71条の2</u>の規定による<u>廃業</u>の届出を受理すること。</p> <p>(32) <u>新潟県食品衛生法施行条例(平成11年新潟県条例第53号)</u>第6条の規定による<u>休業等</u>の届出を受理すること。</p> <p>(33) (略)</p> <p>(34) (略)</p> <p>(35) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>その例によることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) <u>新潟県食品衛生法施行細則(昭和48年新潟県規則第39号)</u>第16条の規定による<u>営業種目等</u>の<u>変更</u>の届出を受理すること。</p> <p>(32) <u>新潟県食品衛生法施行細則第17条</u>の規定による<u>廃業等</u>の届出を受理すること。</p> <p>(33) <u>新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)</u>第3条第2項の規定による許可業者の<u>地位の承継</u>の届出を受理すること。</p> <p>(34) <u>新潟県食品衛生条例第4条</u>の規定による<u>営業</u>の届出を受理すること。</p> <p>(35) <u>新潟県食品衛生条例第7条</u>第4項の規定による<u>食品行商許可証</u>の再交付をすること。</p> <p>(36) <u>新潟県食品衛生条例第8条</u>及び<u>第9条</u>の規定による<u>営業</u>の<u>変更等</u>の届出を受理すること。</p> <p>(37) <u>新潟県食品衛生条例施行規則(昭和43年新潟県規則第2号)</u>第7条の規定により返納された<u>食品行商許可証</u>を受領すること。</p> <p>(38) (略)</p> <p>(39) (略)</p> <p>(40) (略)</p> <p>(略)</p>
---	---